

授業科目名	倒産法
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	集中
単位数	2単位
担当教員名	水元宏典
授業の目的	破産法および民事再生法について、その理論的基礎を学び、基本判例を正しく理解できるようになることを目標とする
履修条件	民法・商法・民訴法・民事執行法・民事保全法の知識を要するので、それらを履修済みまたは履修中であることが望ましい。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	破産法および民事再生法について前記授業目的が達成されるよう、下記授業計画に従い、下記進め方のとおり行う。
授業計画	<p>第1回 倒産法の目的と構造</p> <p>第2回 破産手続開始の要件と手続</p> <p>第3回 破産手続開始の効果①－破産債権・財団債権・取戻権・破産財団・破産管財人</p> <p>第4回 破産手続開始の効果②－別除権・相殺権</p> <p>第5回 破産手続開始の効果③－双方未履行双務契約1</p> <p>第6回 破産手続開始の効果④－双方未履行双務契約2</p> <p>第7回 破産債権の行使</p> <p>第8回 破産財団の管理①－否認権1</p> <p>第9回 破産財団の管理②－否認権2</p> <p>第10回 破産財団の管理③－相殺制限</p> <p>第11回 破産財団の換価</p> <p>第12回 破産配当および免責</p> <p>第13回 民事再生法①－総論</p> <p>第14回 民事再生法②－実体法</p> <p>第15回 民事再生法③－手続法</p>
授業の進め方	事前配布のレジメに沿って基本事項を確認した後、基本判例を検討する。授業は双方向的に行う。
教科書及び参考図書等	山本和彦ほか・倒産法概説、倒産判例百選
試験・成績評価等	定期試験70%、平常点30%(出席・発言を総合考慮)
事前学習	

課題レポート等	
オフィスアワー	
その他	